

#### 4. 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練の実施状況

環境省は平成 29 年度～令和 2 年度にかけて、地震等の大規模災害が生じた際に、支援する側と援助を受ける側の間に発生する課題等を検証・整理し、自治体が大規模災害の発生に備えるためのモデル図上訓練を全国の 8 ブロックで実施してきました。ここでは、各ブロックで行われた訓練の内容と、訓練から見えてきた課題を整理して紹介します。

##### (1) モデル図上訓練の実施状況

###### 図上訓練の目的

- 近年は全国的に広域災害が発生しているため、広い範囲での災害対応について考える必要がある
- 被災者の安全を確保する観点からも、災害発生時におけるペットとの避難や避難生活について事前に準備しておくことが必要である
- 特に大規模災害時には、県外からの支援が重要であり、災害時における広域支援等に係る問題点を確認・整理して大規模災害に備える必要がある



動物管理関係事業所の全国の 8 ブロックで類似した  
図上訓練を実施県の主導で実施

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(四国ブロック)

<四国ブロック(徳島県) : 平成29年11月14日>

南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練

### ○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。

### ○課題及び目標

#### ●被災自治体

【課題】 必要とする支援内容は何か？

支援を受ける際に、課題となることは何か？

【目標】 支援体制の整備(人・物・場所など内容を整理し、支援を要請する)

→情報の一元化、支援団体・ボランティアの整理と窓口、県内寄付金の受付

#### ●支援自治体

【課題】 被災が大きい自治体へ、どんな支援ができるか？

支援する際に課題になることはないか？

【目標】 支援体制の整備(支援要請事項について検討、対応可能な事項を選択)

#### ●獣医師会

【課題】 獣医師会としてどのような支援ができるか？

他県の獣医師会等の応援等についてどのように調整するか？

【目標】 避難所等における健康相談及び負傷動物等の治療と保護の実施

#### ●ボランティア団体・個人等

【課題】 どんな救護活動ができるか？

救護活動の際に課題になることは何か？

【目標】 ・ペットフードや用品の支援

・迷子ペットや保護情報についての動物愛護推進員や登録ボランティアの活用



### ○今後の取組

◆市町村、獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携した実動訓練の実施

◆市町村の避難所運営、支援・受援体制整備に係る支援協力、助言

参加者：四国ブロック自治体(香川県、高松市、愛媛県、高知県)、兵庫県、徳島県内市町村(徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町)、近隣獣医師会(徳島県、香川県)、ペットフード関係企業(株式会社貴志商店)、日本動物愛玩動物協会徳島県支所、日本ペット文化学院徳島校  
徳島県動物愛護推進員、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏  
公益社団法人日本動物福祉協会 山口 千津子氏

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(九州ブロック)

<九州ブロック(熊本県) : 平成29年11月22日>

平成28年熊本地震を振り返り、図上訓練

### ○訓練方法

受援側・支援側・県外獣医師会に分かれて、発災から応急仮設住宅入居までを振り返り各時点での対応課題を明らかにした。

### ○課題

<発災初期(発災日～2週間)>

#### ●受援側(熊本県、熊本市、熊本県獣医師会)

熊本地震ペット対策救護本部の速やかな設置もしくは(仮)対策本部の設置検討と九・山協定に基づく支援準備・要請  
ペット災対協との連携、義援金口座の開設。必要支援物資の把握と必要な要請

#### ●支援側(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、福岡市、下関市、北九州市)

九山協定に基づく支援要請に応じた支援物品などの調達及び平常時からの支援可能物資の把握  
避難所等の状況把握巡回のための行政獣医師の派遣(環境省からの要請による)

#### ●県外獣医師会(九州地方獣医師会、福岡VMAT)

初期の情報収集と発信、一時預かりの開始、飼い主相談窓口の設置、避難所巡回の継続

<発災後期(2週間～4ヶ月)>

#### ●受援側

長期一時預かりの窓口、熊本地震ペット救援センターの開所、動物愛護推進員との連携  
応急仮設住宅のペット飼養について市町村との調整、必要支援物資の把握と必要な要請

#### ●支援側

支援物品などの調達、熊本地震ペット救援センターの関係機関との調整

#### ●県外獣医師会

一時預かりの継続、応急仮設住宅入居に関する相談



参加者：九州ブロック自治体(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、下関市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市)  
九州地方獣医師会(山口県、福岡県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)、福岡VMAT、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏  
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中部ブロック)

<中部ブロック(三重県) : 平成29年12月22日>

南海トラフ地震を想定し、図上訓練

### ○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日後及び発災1週間~10日後を想定してグループワークを行い発表を行った。

### ○到達目標

#### ●被災県

災害時ペット対策本部の立上げと救援要請・市町との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

- 【目標】
- ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
  - ・得られた情報を整理し、必要な支援を外部(他府県や国等)に要請できるか(受援体制整備)
  - ・市からの要望に対応できるか(支援体制整備)
  - ・関連団体(獣医師会等)とのすみやかな連携が図れるか



#### ●被災市町

避難所でのペット受入に関する県等との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

- 【目標】
- ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
  - ・得られた情報を整理し、必要な支援を県に要請できるか(受援体制整備)
  - ・県が要請し、派遣されてきた外部支援に対応できるか(受援体制整備)



#### ●支援県

近接の自治体との連携と役割分担・被災県との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

- 【目標】
- ・被災地自治体が機能復旧に注力できるように必要な支援を想定し、自発的に支援体制を整えることができるか
  - ・連携する自治体間の連絡調整(コーディネート)を行う役割を設定することができるか
  - ・自治体ごとに被災地からの距離により役割を設定することができるか
  - ・役割に応じた物的支援、人員派遣・活動ができるか

参加者：中部ブロック自治体(三重県、岐阜県、岐阜市、愛知県、豊橋市、豊田市、岡崎市、富山県、石川県、金沢市、福井県)  
兵庫県、三重県内市町(四日市市、津市、南伊勢町)、近隣獣医師会(三重県、岐阜県、愛知県、富山県、石川県、福井県)  
三重県動物愛護推進員、三重県動物愛護管理推進協議会、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田一三氏  
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アナイス) 平井潤子氏  
三重大学大学院工学研究科 川口淳氏

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(北海道ブロック)

<北海道ブロック(北海道) : 平成30年12月21日>

厳冬期に十勝沖で地震が起こったことを想定し図上訓練

### ○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日目まで、発災4~7日目を想定して訓練を行った。

### ○課題及び想定

<発災3日目まで>

【課題】 避難所にいる被災ペットの数を把握せよ ※停電、断水、通信不可(携帯電話のみ)

【想定(経時的な対応)】

- 1、(受援側のみに情報) 多くの建物が倒壊、沿岸部は津波により破壊的被害、各地に避難所が開設
- 2、(受援側のみに情報) 避難所では、数頭の犬が屋外に繋がれている
- 3、(受援側のみに情報) 報道では十勝管内での避難所は約300カ所開設され、避難者は3万人を超えている模様
- 4、(支援側のみに情報) 災害対策本部より、避難所数340カ所、避難者数34,000人という情報が入る



<発災4~7日目>

【課題】 被災ペットを凍死から守れ ※ガソリン、燃料の欠乏

【想定(経時的な対応)】

- 1、(受援側のみに情報) ほとんどの避難所で、ペットは屋外保管されていた。避難所で、小型や短毛の種類の犬猫が凍死している
- 2、(支援側のみに情報) 避難所の敷地内で凍死した動物の写真がSNSに投稿、拡散
- 3、(受援側のみに情報) 避難所で、動物を屋内に入れたことから動物嫌いの避難者とトラブルが発生



●受援側(北海道十勝総合振興局、大樹町、芽室町、十勝獣医師会、北海道内の動物愛護団体、環境省(釧路自然環境事務所))

●支援側(北海道庁、札幌市、旭川市、函館市、北海道獣医師会、札幌市小動物獣医師会、日本動物愛玩動物協会北海道支所、北海道内の動物愛護団体、環境省)

参加者：北海道ブロック自治体(北海道、札幌市、旭川市、函館市) 北海道内町(大樹町、芽室町)、北海道獣医師会、札幌市小動物獣医師会  
日本動物愛玩動物協会北海道支所、北海道内の動物愛護団体、環境省  
オブザーバー：東北ブロック自治体(青森県、青森市、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、いわき市)  
北海道内市町(小樽市、富良野市、留萌市、羽幌町、恵庭市、江別市、石狩市、千歳市、北広島市、室蘭市、登別市、南幌町、今金町)  
北海道動物愛護推進員、北海道訓練士会  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田一三氏  
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(関東甲信越静ブロック)

<関東甲信越静ブロック(静岡県) : 平成31年1月18日>

静岡県東方沖での地震及び津波を想定し  
図上訓練

### ○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災7日目まで、発災7～28日目を想定してグループワークを行い発表を行った。

### ○課題

<発災7日目まで> ※被災地の被災動物に係る情報が全くない(発信されない)

#### ●受援側

- ・被災動物救護本部の設立
- ・放浪動物やペット同行避難に係る情報収集

#### ●支援側

- ・協定に基づく仮救護本部の設置
- ・被災地の情報収集



<発災7～28日目>

#### ●想定される支援要請

- ・【人員】獣医師10人 被害状況・情報収集等(避難所回り)
- ・【人員】一般者2人 県庁及び被災動物救護本部での窓口対応等
- ・【人員】ボランティア2人 動物愛護センターでの動物飼育補助
- ・【物資】負傷動物等の治療に係る医療用品(薬剤、ガーゼ、包帯等300頭分)
- ・【人員】獣医師5人 放浪動物の捕獲収容
- ・【人員】一般者6人 支援物資の保管・整理
- ・【人員】VMA T 獣医師や看護師、主に避難所等に出向き飼育動物に関する相談や負傷動物の応急措置
- ・【物資】避難所における飼育用品(テント50張、ケージ500個、フード、水等、2000頭分)



- 受援側(静岡県、静岡県内市、静岡県獣医師会、静岡県動物保護協会、静岡県動物愛護推進員/神奈川県内市、横浜市獣医師会、川崎市獣医師会)
- 支援側(その他の県市、地方獣医師会)

参加者：関東甲信越静ブロック自治体(静岡県、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉市、川崎市、横浜市、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)  
静岡県内市(三島市、藤枝市、磐田市)、静岡県動物保護協会、静岡県動物愛護推進員  
近隣獣医師会(静岡県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏  
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アニス) 平井 潤子氏

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(東北ブロック)

<東北ブロック(秋田県) : 平成31年2月5日>

秋田県沖の地震及び津波を想定し  
図上訓練

### ○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災4日後以降を想定してグループワークを行い発表を行った。

### ○課題

<広域的な支援・受援について>

#### ●受援側

- ・現状は?(受援体制は検討しているか?)
- ・どのように被害状況を把握し、必要な支援を整理するのか?
- ・どのように支援を要請するのか? ・どのように支援を受けるのか?
- ・今後の課題や今解決しておくべき問題点は?

#### ●支援側

- ・現状でできることは何か? ・効果的な支援をどのように行うか?
- ・効果的に支援を行うため課題は? ・支援を行うために解決しておくべき問題点は?



<避難所におけるペット同行避難者への対応について>

#### ●受援側

- ・現状は?(同行避難を想定しているか?) ・避難所をどのように管理していくのか?
- ・同行避難が困難な場合はどうするのか? ・今後の課題や今解決すべき問題点は?

#### ●支援側

- ・現状でできることは何か? ・どのような支援をどのように実施できるのか?
- ・今後の課題や今解決しておくべき問題点は?



- 受援側(秋田県、秋田県内市町、秋田県獣医師会)
- 支援側(青森県、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、山形県、山形市、福島県、郡山市、青森県獣医師会、岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、山形県獣医師会、福島県獣医師会、秋田県動物愛護推進協議会、秋田県動物愛護推進員、環境省)

参加者：東北ブロック自治体(秋田県、青森県、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、山形県、山形市、福島県、郡山市)  
秋田県内市町(秋田市、男鹿市、三種町、能代市、由利本荘市、鹿角市、五城目町、美郷町)  
秋田県動物愛護推進協議会、秋田県動物愛護推進員、近隣獣医師会(秋田県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県)、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏  
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アニス) 平井 潤子氏

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中国ブロック)

<中国ブロック(岡山県) : 令和元年11月22日>

南海トラフ地震を想定し  
図上訓練

### ○訓練方法

現地対策本部・各避難所に分かれて、発災24時間後以降を想定してグループワークを行い発表を行った。

### ○課題及び想定

<発災24時間経過後>

※施設によりライフラインの被害あり、インターネット・通信可、台風接近、余震が続いている状況

#### 【課題1】シェルター設置・設計

・設定された避難場所等動物収容場所を設計し、配置(人、動物にとって安全な設計をせよ)。

#### 【課題2】物資等の要求、避難所運営

・資材は役場を通じて現地対策本部に要求(物資は限られており、臨機応変な対応が必要)。  
・途中で起こるイベントに対応せよ。

※ハブニングカード及び役者(地元国会議員、マスコミ、ペット同居希望者、ペット嫌い被災者、動物愛護団体)が各班にランダムに登場

#### 【役者による採点項目】

・イベントに対する対応者が適切か(役割分担ができていないか)。  
・対応者の自己紹介があったか。  
・適切な場所以外で対応したか。  
・必要事項を説明したか。

●現地対策本部(岡山市、倉敷市、広島県、山口県、下関市、鳥取県、島根県)

●各避難所(岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、久米南町、美咲町、里庄町、広島県、福山市、呉市、鳥取市、松江市、岡山県動物愛護推進員)



参加者：中国ブロック自治体(広島県、福山市、呉市、山口県、下関市、鳥取県、鳥取市、島根県、松江市)、岡山県内市町村(岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、久米南町、美咲町、里庄町)、岡山県愛玩動物協会、(公財)岡山県動物愛護財団、(公社)岡山県獣医師会、環境省  
専門家：新潟県 福祉保健部生活衛生課 課長補佐 遠山 潤氏  
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アナイス) 平井 潤子氏

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(近畿ブロック)

<近畿ブロック(奈良県) : 令和元年12月24日>

奈良市西部を中心とした地震を想定し  
図上訓練

### ○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災24時間後以降を想定してグループワークを行い発表を行った。

### ○課題

<避難所運営体験(HUG)>

【課題】避難してきた地域住民として避難所運営に参加せよ

※ライフライン不通、下水道不明、電話はほとんど通じない状況

#### ●避難所の備蓄、想定

・非常用発電装置なし・仮設トイレなし・テント2張(3.6×5.4m)がある  
・調理室なし・備蓄食料なし・救護所は設置されていない

#### ●避難所のルール

・要配慮者への配慮(移動が少なくすむよう出入りに近い場所を確保。女性への配慮)。  
・車での避難者(炊き出し、仮設トイレ設置等の場として関係車両以外駐車禁止。  
やむを得ない場合は職員駐車場可)  
・ペット対応(避難所運営マニュアルに沿う。原則住居スペースのペット持込禁止。)  
・使用禁止エリア(図工室、職員室、事務室、校長室、応接室、保健室)

<県動物救護本部の役割と支援・受援体制について>

【課題】奈良県動物救護本部における現状での支援・受援体制の流れを確認し、課題や問題点、改善案を検討せよ



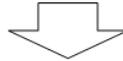
参加者：近畿ブロック自治体(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、大津市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、明石市、和歌山市)、奈良県内市町村(奈良県、奈良市、大和郡山市、天理市、五條市、生駒市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町)、兵庫県獣医師会、京都府獣医師会、滋賀県獣医師会、奈良県獣医師会、和歌山県獣医師会、神戸市獣医師会、西宮市獣医師会、奈良県社会福祉協議会、上牧町社会福祉協議会、社会動物福祉協会、Dog's Smile、奈良県動物愛護推進員、環境省  
専門家：新潟県 福祉保健部生活衛生課 課長補佐 遠山 潤氏  
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アナイス) 平井 潤子氏  
奈良県防災士会 理事長 樫村 信吉氏  
一般社団法人 社会動物福祉協会 理事長 岡本 文利氏

## (2) モデル図上訓練から見た課題

### 平成29～令和元年度 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

実施ブロック(実施自治体)	実施日	訓練内容
四国ブロック(徳島県)	平成29年11月14日	南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練
九州ブロック(熊本県)	平成29年11月22日	平成28年に発生した熊本地震を振り返り、図上訓練
中部ブロック(三重県)	平成29年12月22日	南海トラフ地震を想定し、図上訓練
北海道ブロック(北海道)	平成30年12月21日	厳冬期に十勝沖で地震が起こったことを想定し図上訓練
関東甲信越静岡ブロック(静岡県)	平成31年1月18日	静岡県東方沖での地震及び津波を想定し、図上訓練
東北ブロック(秋田県)	平成31年2月5日	秋田県沖の地震及び津波を想定し、図上訓練
中国ブロック(岡山県)	令和元年11月22日	南海トラフ地震を想定し、図上訓練
近畿ブロック(奈良県)	令和元年12月24日	奈良市西部を中心とした地震を想定し、図上訓練

8ブロックによる図上訓練による課題



- 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- 地域のペット名簿を作る等して、地域の中で避難していないペット飼養者を把握できるよう努める。
- 事前に細かなこと（支援物資の仕分け、運搬方法等）まで決めておくことが必要である。
- 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- 「動物救援本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- 「動物救護本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- 災時に利用できる施設について、有事のレイアウトをあらかじめ決めておく必要がある。
- ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担をしておく必要がある。
- 県等と政令市等は災害時の連携を平時から考えておく必要がある。
- 情報が集約する方法を考えておく必要がある。情報の収集システムを構築しておく必要がある。
- 組織横断的な連絡網を整備しておく必要がある。
- 関係する組織が平時に良好な関係を構築しておく必要がある。

## 事例紹介

### 常設の動物救護施設の事例

動物救護施設は、災害時に飼い主からの一時預かりや、保護・収容した負傷動物や放浪動物を飼養管理する際に必要となり、これまでの災害では、動物愛護センター等の既存施設を利用した事例や、新たに施設を設置した事例があります。環境省が行ったモデル図上訓練においても、「動物救護施設の設置」をどうするかという課題が挙げられました。



動物救護施設の設置は、限られた資金や時間を効率的に活用し、設置に係る時間、費用、活動期間などを考慮して施設整備計画を検討する必要があるため、緊急対応が求められる災害の状況下においては、被災自治体にとって大きな負担となることが考えられます。

九州動物福祉協会では、そのような状況を鑑み、災害時の広域支援を目的として大分県九重町に日本初の常設ペットシェルターを開設しています。

### 九州災害時動物救援センターとは？

九州災害時動物救援センターは、平成 25 年に環境省が発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に沿った広域支援の拠点として、九州動物福祉協会が大分県九重町に開設した日本初の常設ペットシェルターです。

東日本大震災をはじめ近年頻発する大規模災害時の家庭動物への対応は、多くの災害現場で被災者の重い負担となります。発災直後のペット一時預かりなどの初動対応支援は、被災した飼い主の生活再建をスムーズにするだけでなく、環境の変化に弱い動物たちの負担も軽減することができます。

また常設の強みを活かし、平常時には災害対応を想定した研修等によるボランティア人材育成やネットワークの構築、リタイアした使役犬などの保護活動などに施設を活用しています。

災害時 被災したペットの受け入れ・一時保護など  
平常時 災害時の活動を想定した人材育成・リタイアした使役動物の保護など

引用：(一社)九州動物福祉協会 ホームページより  
<https://kaws.jp/kdarc/>

## 九州災害時動物救援センターの概要

### 1. 施設概要について

(1) 設置主体：一般社団法人 九州動物福祉協会

#### (2) 施設の規模

- 敷地面積：約 10000 坪（のり面を除く）
- 各施設の面積：
  - ・ 管理棟 240 m<sup>2</sup>（1 階は事務所及び診察部屋、2 階はボランティア用  
に使用）
  - ・ 犬舎 A 22 m<sup>2</sup> × 2 棟
  - ・ 犬舎 B 24 m<sup>2</sup> × 3 棟
  - ・ 犬舎 C 40 m<sup>2</sup> × 1 棟
  - ・ 犬舎 D 30 m<sup>2</sup> × 2 棟
  - ・ 犬舎 E 22 m<sup>2</sup> × 5 棟
  - ・ 犬舎中 40 m<sup>2</sup> × 1 棟
  - ・ 犬舎大 100 m<sup>2</sup> × 1 棟
  - ・ 猫舎 A 22 m<sup>2</sup> × 1 棟
  - ・ 倉庫 40 m<sup>2</sup> × 1 棟
  - ・ その他、ボランティア宿泊用施設（20 名収容）を完備
- 収容可能頭数：イヌ 200～300 頭、ネコ 20～30 頭
- 施設の工夫：
  - ・ 立地上、夏期は涼しいが冬期は冷え込むため、温泉を利用した床暖房システムを一部の犬舎に備えている。
  - ・ 以前より汚水槽を完備しており、し尿等の問題もない。



### (3) 取得手続き等

- 建設許可関係：
  - ・ 九州電力が保養施設（キャンプ場）として利用していた用地を借用。
  - ・ 管理棟などは既存の施設をリフォーム（構造変更無し）して使用しているため建築許可申請等は不要であった。
  - ・ 犬舎等については人間用の住居（宿泊施設）として使用しないため建築確認申請は不要。
  - ・ 施設周辺は別荘地となっており、周辺住民への説明を行った他は特になし。

## 2. 運営について

### (1) 組織体制について

運営主体：（一社）九州動物福祉協会

助成：（公社）日本獣医師会、九州地区獣医師会連合会

### (2) 物資の確保について

各被災自治体の災害対策本部等からの支援と企業・団体・一般からの現物寄附による。

### (3) 運営資金について

- ・ 一般寄附、九州動物福祉協会賛助会費、その他講習会等の事業利益による。
- ・ 改修費用は（公社）日本獣医師会の義援金（熊本地震）、（一社）九州動物福祉協会が負担。

### (4) 施設の運営管理について

- 常勤スタッフと役割（獣医師、事務担当、飼養管理など）：
  - ・ 獣医師 1名（週一日程度）
  - ・ 飼養管理者 1名
  - ・ 施設管理者 1名
- ボランティアとの協働体制（提携団体の有無など）：
  - ・ 地元ボランティア 2名（飼養管理補助）
- シェルターメディスンへの取り組み（群管理指針）：
  - ・ シェルター管理の基本は、それぞれの群（ぐん）に分けての管理だが、センターには多くのコテージがあり、動物の種類や大きさ、性格、年齢、病状によってケアやスタッフを細かく分けることができる。
  - ・ また、センターではワクチン接種や寄生虫の駆除が済んだ犬猫が搬入されることが多いため、伝染病が蔓延することもない。万が一、予防が済んでい

ない場合には、センターにて予防を実施し、一時的に隔離する部屋も準備されている。

- ・ 開所以来、犬パルボウイルス感染症や猫汎白血球減少症、コクシジウム症などが発生したことはない。
- 自治体等との協定等について
  - ・ 九州地区獣医師会連合会との協力体制をもつ。
  - ・ 民間との協力体制は特にない。
- 一時預かり体制について
  - ・ 対象となる動物の定義（飼い主の有無や保護動物の受入れ）：
    - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。
    - 基本的には飼い主のいるペットについて一時預かりを行う。
  - ・ 一時預かり依頼書等、取り決めについて
    - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。
- 飼い主への対応について
  - ・ 同意書等の取り決めについて
    - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。
- 譲渡について
  - ・ 同意書等の取り決めについて
    - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。

#### (5) 施設での取組について

- 常設シェルターとしての施設の活用方法や役割について：
  - ・ 飼い主の入院などで一時的に飼養できなくなったペットについて、一時預かり対応を行うことがある。
  - ・ 敷地内のドックランについては、アジリティーの国際大会等に出場するチームの練習用に活用してもらうこともある。
  - ・ 受入対象地域は特に定めていない。
- 今後の予定：
  - ・ 引退後の実験動物などの受入を検討している。
  - ・ 今春から登録ボランティアの制度を開始、現在はまだ数人の登録だが行政のボランティア登録制度との連携ができるよう働きかけを行っている。
- 課題や問題点：
  - ・ 平時の活動は世間の目が向きにくくサポートがほとんどない。
  - ・ 飼い主によってペットに対する考え方の違いが大きい。
  - ・ 犬猫以外のペットの受入れに対応できない。
  - ・ 本来であれば行政事業として行われるのがいいと考えている。基本思想と

しては全国に同様の施設が整備される必要があるとの考えから始まったもの。全国のブロック単位でこういった施設があるのが理想。

- 人材育成セミナーなど
  - ・ 昨年度地元のペット飼養者を対象としたしつけ教室を開催したが人が集まりづらかった。
  - ・ 愛護推進員向けのセミナーを開催している。
- 熊本地震対応
  - ・ 犬 50 頭、猫 20 頭（いずれも延べ頭数）の一時預かりを行った。
  - ・ うち 5 頭程度が飼養放棄となった。飼養放棄された個体についてはトレーニングを行い、希望があれば譲渡を行った（最終的に全頭を譲渡）。